

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）2 月 13 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和 35 年藤沢市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 7 項中「回数券」の次に「又は定期券」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合における利用料金の額は、次の各号に掲げる券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 回数券 第 2 項の規定により定める水泳プール、トレーニングルーム又はサウナ浴室の利用料金の額の 10 パーセントに相当する額を下回らない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引いた額
- (2) 定期券 1 月につき第 2 項の規定により定める水泳プール、トレーニングルーム又はサウナ浴室の利用料金の額に 10 を乗じて得た額を上回らない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額

第 21 条中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第 10 項を第 9 項とし、第 11 項を第 10 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、八部公園の水泳プール、トレーニングルーム及びサウナ浴室、秋葉台公園の水泳プール並びに秋葉台文化体育館のトレーニングルーム及びサウナ浴室の利用料金について、定期利用の料金を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。